

(1) 海岸保全基本計画改訂の背景

第1回茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会 H27.7.13

目次

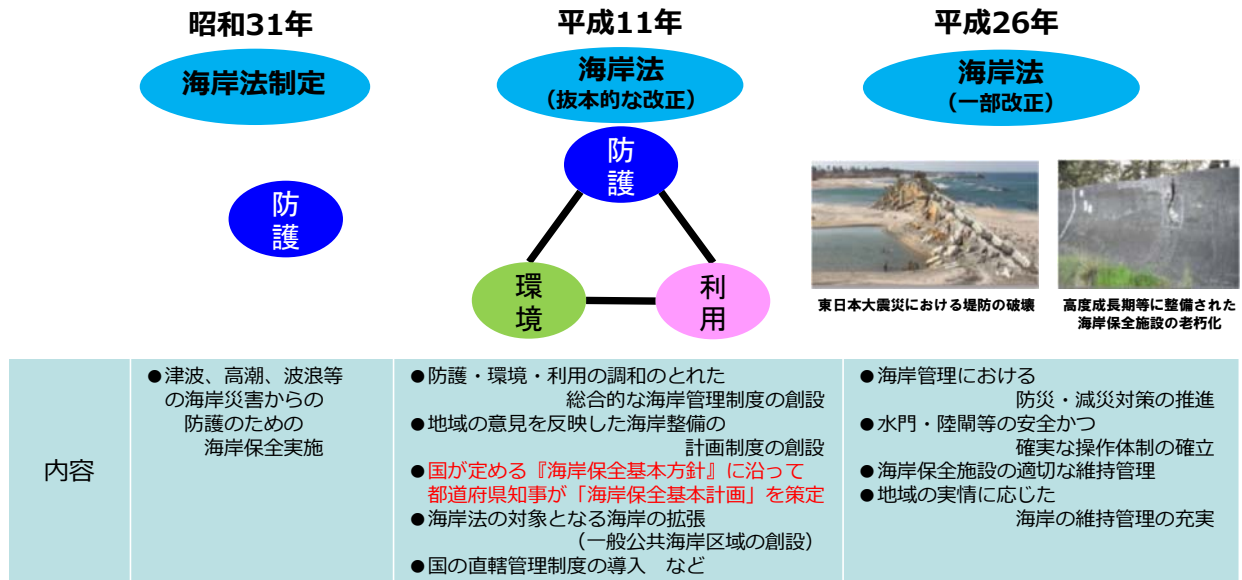
資料-1

1) 海岸保全基本計画とは	1
2) 海岸保全基本計画改訂の背景	6

1) 海岸保全基本計画とは

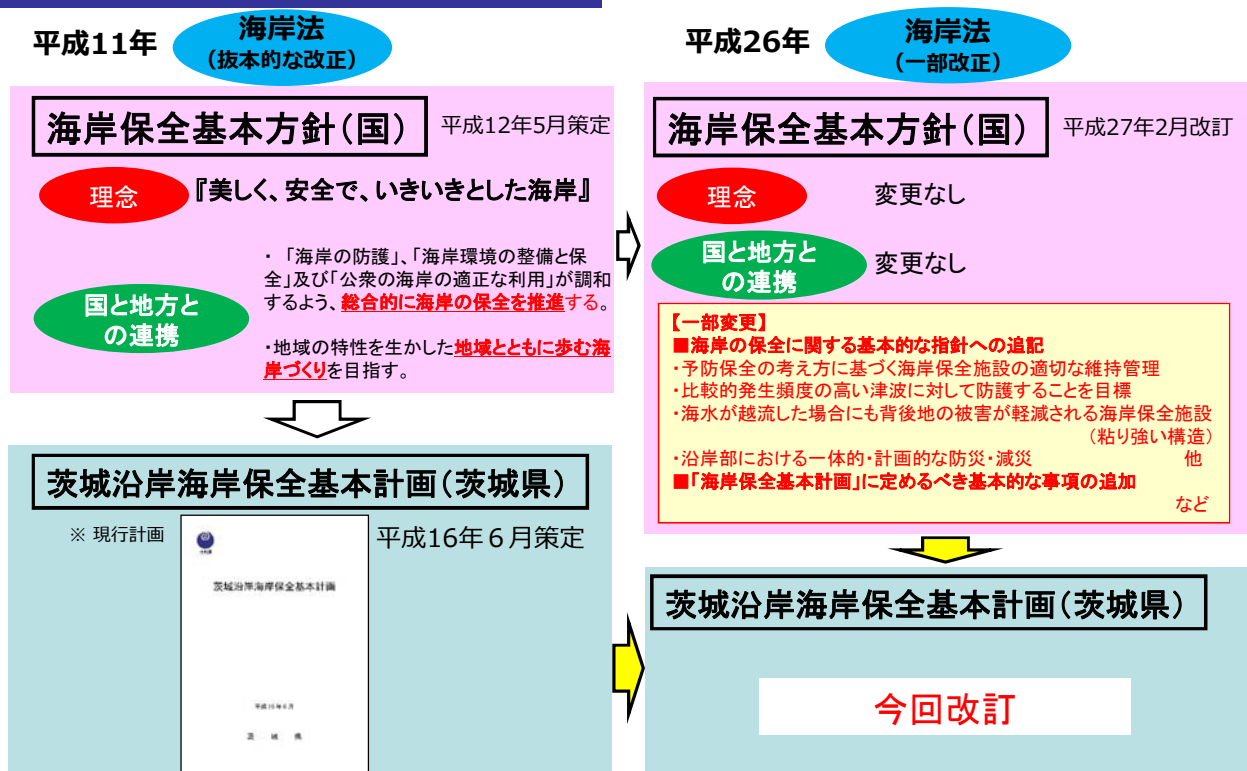
■ 法制度改訂の履歴

- 平成11年には、防護主体の海岸整備から防護・環境・利用の調和のとれた海岸管理への抜本的な改正。
- このとき、国が定める『海岸保全基本方針』に沿って都道府県知事が「海岸保全基本計画」を策定することとなった。
- 平成26年には、防災・減災の推進、維持管理の充実等を追加する一部改正。



1) 海岸保全基本計画とは

■ 海岸保全基本方針と海岸保全基本計画



1) 海岸保全基本計画とは

■ 「海岸保全基本計画」に定めるべき基本的な事項

海岸保全基本計画に定めるべき事項に、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項が追加された。

《現行計画策定時(平成16年6月)》

① 海岸の保全に関する基本的な事項

- イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- ロ 海岸の防護に関する事項
- ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
- ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

② 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- イ 海岸保全施設を整備しようとする区域
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
- ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

《今回、改訂検討》

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

- ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- ② 海岸の防護に関する事項
- ③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
- ④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

- イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
- ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

追加事項

② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

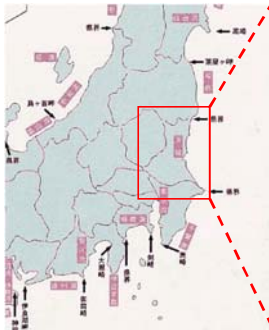
- イ 海岸保全施設の存する区域
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
- ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

改良・・・海岸保全施設の防護機能(供用期間を含む)を増加させる工事。
修繕・・・海岸保全施設の防護機能の確保のために行う工事で、供用期間の中で反復的に行う軽易な工事を含む。

出典:「海岸保全施設維持管理マニュアル～堤防・護岸・胸壁の点検・評価及び長寿命化計画の立案～」
(農林水産省農村振興局防災課・農林水産省水産庁防災漁村課・国土交通省水管理・国土保全局海岸室・国土交通省港湾局海岸・防災課平成26年3月)

1) 海岸保全基本計画とは

■ 策定範囲



■ 現行計画策定時(平成16年6月)

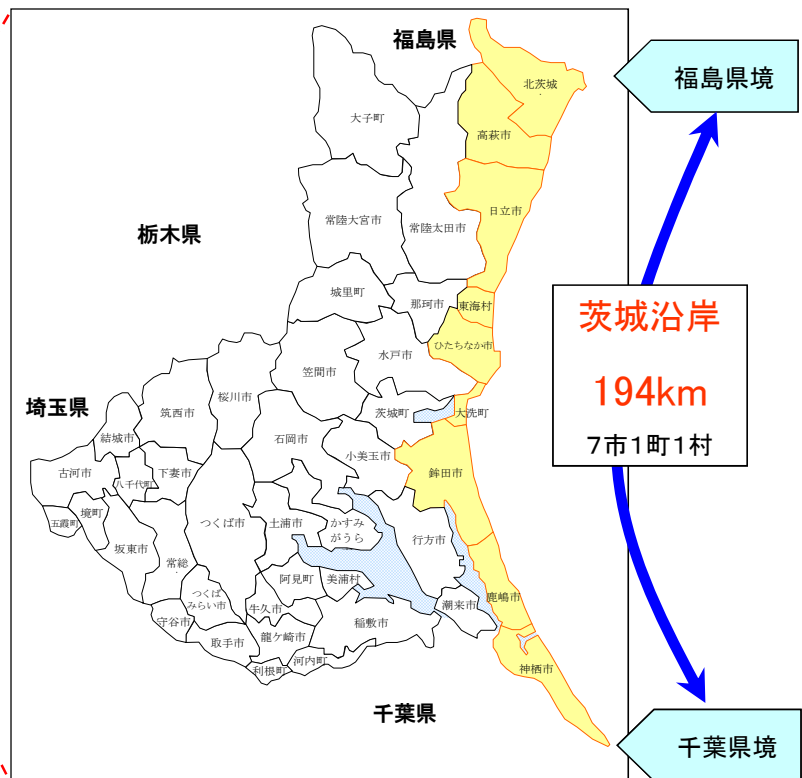
北茨城市
高萩市
十王町
日立市
東海村
ひたちなか市
大洗町
鉾村
鉾田市
大洋村
鹿嶋市
神栖町
波崎町

《沿岸総延長 L=189,182 m》

■ 平成27年7月現在

北茨城市
高萩市
日立市
東海村
ひたちなか市
大洗町
鉾田市
鹿嶋市
神栖市

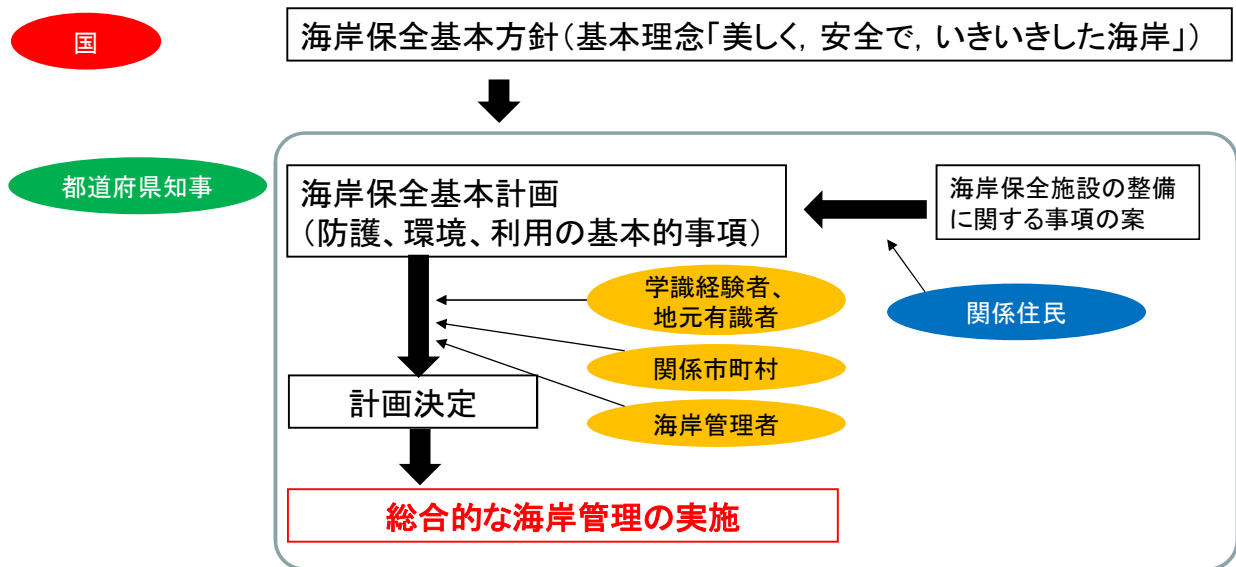
《沿岸総延長 L=184,157 m》



1) 海岸保全基本計画とは

■ 策定手続き

国(主務大臣)が共通の理念となる『海岸保全基本方針』を定め、これに沿って都道府県知事が「海岸保全基本計画」を策定することが義務付けられている。



2) 海岸保全基本計画改訂の背景

■ 東日本大震災の教訓

- 平成23年3月11日 東日本大震災(甚大な津波被害)
- 平成23年9月28日 新たな津波対策の考え方 (中央防災会議専門調査会)
- 平成23年12月 『津波防災地域づくりに関する法律』 施行

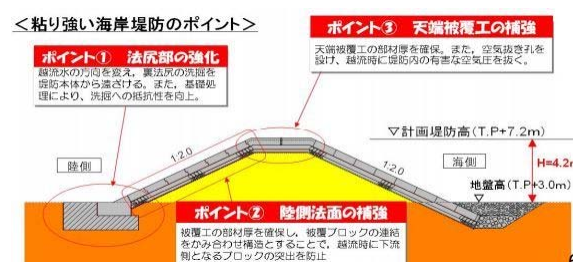
新たな津波対策の考え方

- ・切迫性が低くても最大クラスの津波を想定し、ハード・ソフトのとりうる手段を尽くした総合的な津波対策を。
- ・施設は、越流した場合でも効果が粘り強く発揮できるような構造の工夫を。

2つのレベルの津波の想定

対象津波		要求性能	対策
レベル1 津波	近代で最大 (数十年から百数十年の頻度)	防災 ● 人命を守る ● 財産を守る/経済活動を守る	ハード ※海岸堤防などで防護
レベル2 津波	最大クラス (1000年に1回程度の頻度) ※東日本大震災級	減災 ● 人命を守る ● 経済的損失を軽減する ● 大きな二次災害を引き起こさない ● 早期復旧を可能にする	ソフト ※避難を柱とした総合的防災対策

海岸堤防等の粘り強い構造



2) 海岸保全基本計画改訂の背景

『津波防災地域づくりに関する法律』（平成23年12月施行）

「低頻度大規模災害」にどう備えるかということ踏まえて、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する。



2) 海岸保全基本計画改訂の背景

■ 現行計画策定(平成16年6月)以降の状況変化

1. 海岸の防護(侵食、高潮、津波)

<検討委員会>

- 平成17年12月27日～平成19年1月26日 「茨城沿岸津波浸水想定検討委員会」
- 平成20年10月1日～平成21年2月19日 「鉾田海岸保全対策検討委員会」
- 平成23年12月26日～平成24年8月24日 「茨城沿岸津波対策検討委員会」
- 平成25年8月13日～平成25年12月25日 「茨城沿岸海岸保全計画外力検討会」

2. 海岸環境の整備及び保全

- 平成16年11月1日～ 継続中 「鹿島灘生態調査委員会 専門部会」
- 平成18年1月 「海岸景観形成ガイドライン」※『景観法』(H16.6)
- 平成22年3月 「いばらき広域景観づくり事業県北海岸・渓谷エリア広域景観形成プラン」※『景観法』
- 平成23年3月 「茨城県海岸漂着物対策推進地域計画」

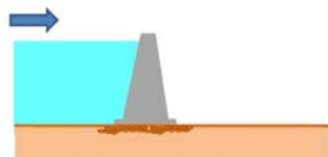
※『美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律』(H21.7)

- 平成25年3月 「茨城県版レッドデータブック<植物編>」2012改訂
※『生物多様性基本法』(H20.6)
- 平成27年3月 「茨城県レッドリスト(動物編)」
※『生物多様性基本法』(H20.6)

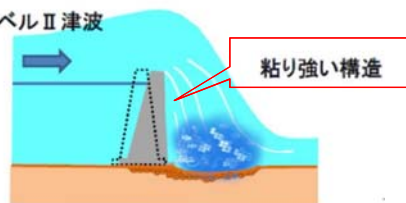
2つのレベルの津波の想定

対象津波		要求性能	対策	茨城県
レベル1 津波	近代で最大 (数十年から百数十年の頻度)	防災 ● 人命を守る ● 財産を守る／経済活動を守る	ハード ※海岸堤防などで防護	・チリ地震 1960 ・元禄地震 1703
レベル2 津波	最大クラス (1000年に1回程度の頻度) ※東日本大震災級	減災 ● 人命を守る ● 経済的損失を軽減する ● 大きな二次災害を引き起こさない ● 早期復旧を可能にする	ソフト ※避難を柱とした総合的防災対策	・H23想定津波 (1677延宝房総沖地震) ・2011今次津波 (東北地方太平洋沖地震)

レベルI津波



レベルII津波



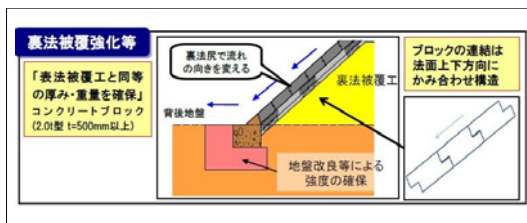
↑
「茨城沿岸津波対策検討委員会」
(平成24年8月設定)

海岸保全施設の粘り強い構造の工夫

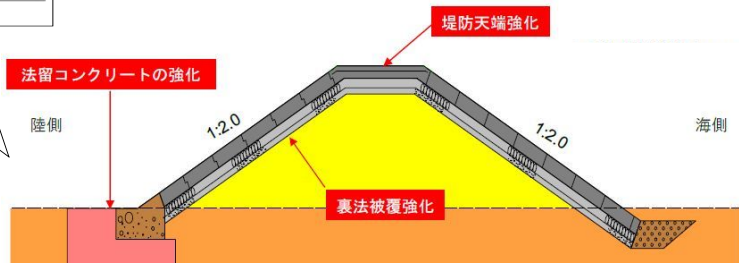
東日本大震災を教訓に設計対象の津波高(L1津波)を超え、海岸堤防等を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも減らすため、**減災効果を目指した構造上の工夫**を施すこと。

【期待される効果】

浸水までの時間を遅らせることにより避難のリードタイムを長くすること等の効果、浸水量が減ることにより浸水面積や浸水深を低減し、**浸水被害を軽減する効果**、第2波以降の被害を軽減する効果等が期待される。



仙台湾南部海岸(直轄)の事例



■ 海岸環境の整備及び保全に関する新たな法律、制度等

『景観法』（平成16年6月）

景観法は、都市や農山漁村等における美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として施行された。

市町村が中心的な担い手となるよう「景観行政団体」という新しい概念が導入され、市町村による景観法を活用したまちづくりが可能となった。

※ 「いばらき広域景観づくり事業県北海岸・浜谷エリア広域景観形成プラン」(平成22年3月)

「海岸景観形成ガイドライン」（平成18年1月）

良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、行政関係者や市民が、海岸と生活との関わりを見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取り組みの方策を示す。



■ 海岸環境の整備及び保全に関する新たな法律、制度等

『生物多様性基本法』（平成20年6月）

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として施行された。

生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示され、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されている。

※ 「茨城県版レッドデータブック<植物編>」2012改訂(平成25年3月)、「茨城県レッドリスト(動物編)」(平成27年3月)

『美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律』（平成21年7月）

海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として施行された。

海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策(「海岸漂着物対策」)に関し、基本理念、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めた。

※ 「茨城県海岸漂着物対策推進地域計画」(平成23年3月)